

# 社会保障・税・災害対策の行政手続きで マイナンバーの

# 利用が始まります

平成28年1月  
から

大切に保管  
してください



マイナちゃん



マイナンバーに便乗した  
不正な勧誘や情報取得  
などにご注意ください

「マイナンバー制度」を悪用した者からの、自宅訪問や電話、メールでの通知等による、個人情報(住所・氏名・年齢・家族構成・クレジットカード番号・銀行口座の暗証番号等)の聞き出しにご注意ください。

### 防犯対策チェックポイント

- ◆自宅訪問には、身分証明書を提示させ身分確認をする。
- ◆電話には、相手の氏名や連絡先等を聞き、回答はせず、一度電話を切って、町役場などに確認をする。
- ◆メールには、「個人番号が決まったのでこちらをクリック」等のメールが届いてもクリックしない。行政機関がメールで個人情報をお知らせすることは絶対にありません。

事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員からマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理にあたっては、安全管理が義務付けられています。

## 事業者の皆さまマイナンバーは 適切に管理しましょう

- ◆マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- ◆ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。
- ◆退職や契約終了で、従業員のマイナンバーが必要なくなったら確実に廃棄しましょう。

## こんな場面で、 あなたもマイナンバーを使います

<b>従業員</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養控除等(異動)申告書など、会社に提出する税務関係書類に</li> <li>・健康保険や雇用保険、年金などの手続に</li> </ul>	<b>主婦・保護者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パート・アルバイトの勤務先に</li> <li>・出産育児一時金や育児休の申請時に</li> <li>・児童手当の申請時に</li> </ul>
<b>学生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバイトの勤務先に</li> <li>・奨学金の申請時に</li> <li>・勤労学生の控除手続に</li> </ul>	<b>高齢者・障がい者など</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金給付の手続に</li> <li>・福祉や介護の手続に</li> <li>・災害時の支援利用時に</li> </ul>
<b>外国人</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期在留者や特別在留者などの外国人も、税や社会保障などの手続でマイナンバーを使います。</li> </ul>	<b>町から報酬、謝金、賃貸料などの支払いを受ける方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年1月以降は、源泉徴収票および支払調書作成事務のため、マイナンバーを記載した書類の提出にご協力をお願いします。</li> </ul>

社会保障・税番号制度(通称「マイナンバー制度」)の導入により、住民票を有するすべての方に付番された個人番号(マイナンバー)。現在、鳩山町でも地方公共団体情報システム機構(総務省の関係団体)から、町内に住民票があるすべての方にマイナンバーが記載された「通知カード」が順次発送されています。今月は、平成28年1月から利用が始まるマイナンバーが、どのような場面で必要になるかなどについてご案内します。

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他のマイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。(音声ガイダンスに沿って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。)

### マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) ☎ 0120-95-0178

平日：午前9時30分～午後10時 土日祝：午前9時30分～午後5時30分(12月29日～1月3日は除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)  
 ・マイナンバー制度に関すること ☎ 050-3816-9405  
 ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎ 050-3816-9405

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語  
 対応のフリーダイヤル  
 ・マイナンバー制度に関すること ☎ 0120-0178-26  
 ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎ 0120-0178-27

### マイナンバーの使用時の本人確認にご協力ください

なりすましなどによる被害を防ぐために、マイナンバーをご提示(各種申請書への記入など)いただく際には、①通知カード(下記参照)と運転免許証などの本人確認書類、②個人番号カード(下記参照)のいずれかの方法での本人確認をさせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

マイナンバーを  
お知らせする

通知カード



表面イメージ

「通知カード」と  
「個人番号カード」  
どう違う?..

簡易書留で順次発送中

現在、町内にも通知カードの入った書類が順次発送されています。12月末までに通知カードが届かなかつた場合は、3階のコールセンターへご連絡ください。

単独では「身分証明書」として利用できません

通知カードは、公的な身分証明書ではありませんが、平成28年1月以降、さまざまな手続きでマイナンバーの記載が必要となります。紛失などにご注意ください。(通知カードの再発行には手数料500円がかかります。)

身分証明書や電子  
証明書にもなる

個人番号  
カード



表面イメージ

希望者に平成28年  
1月から交付

個人番号カードは、住所や氏名、マイナンバーなどが記載された顔写真付きのカードです。交付を受けるには、次のとおり手続きが必要です。

- ①通知カードに同封された申請書に、顔写真を貼り、必要事項を記入の上、返信用封筒に入れて郵送。(申請書は役場町民課でも入手可)
- ②町から送付される交付通知書を受け取る。
- ③交付通知書、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、本人確認書類を持参し、役場町民課窓口で個人番号カードを受け取る。

※初回の交付は無料です。  
 ※「住民基本台帳カード」は、12月18日で発行を終了します。(ただし、有効期限までは身分証明書として利用できます。)